

氏名 (生年月日)	カシワ クラ トモ ヒデ 柏 倉 知 秀 (1971 年 8 月 28 日)
学位の種類	博士 (商学)
学位記番号	商博甲第 74 号
学位授与の日付	2020 年 3 月 18 日
学位授与の要件	中央大学学位規則第 4 条第 1 項
学位論文題目	中世ハンザ商業史の研究 —1369 年リューベックのポンド税台帳と領収書の分析—
論文審査委員	主査 斯波 照雄 副査 清水 克洋・平澤 敦・菊池 雄太

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 本論文の背景と目的

北ヨーロッパの北海・バルト海商業圏において、東はロシア、北はアイスランドやスカンディナヴィア半島、西はイングランドやフランスにまで広がっていた最大の商業勢力であったハンザを理解するためには、その商業史研究が必要不可欠であるが、ハンザと関係のあった諸地域の史料や研究文献を参照しなくてはならず、それがハンザ商業史の全容解明を妨げてきた。したがって、個別の都市に限定した地域や都市との貿易や個々の商品に関する研究は多数発表されているが、ハンザ商業史全体を扱った総合的な研究はなお存在しない。ハンザ商業史像を描くためには、ハンザ都市の商業全般に関する実証研究の積み重ねが必要であろう。特にハンザの領袖都市リューベックの商業活動の実態を把握することは中世ハンザ商業の解明には不可欠といえよう。しかし、中世リューベックの商業活動について、その全体像はいまだ十分に解明されているとはいえない。中世から近代にいたるリューベック商業史の概説的記述や 14 世紀後半、15 世紀末、17 世紀末のリューベックの海上交易額の比較分析、リューベックを経由した北海—バルト海間の嵩荷交易の発展過程などに限定された研究成果が存在するに過ぎない。

本論文は、現在リューベック市立文書館が所蔵する未公開史料である 1369 年のポンド税台帳およびポンド税領収証を用いて、中世リューベック商業全般について、すなわち商品の種類と数量、商品の原産地、通商路、取引相手地域や都市、商業活動に従事していた商人の取引規模や具体例、流通の担い手である船舶の大きさなどを地域別に分類、評価した、我が国はもちろん、ドイツでもこれまで行われてこなかった実証研究である。

1369 年という年代は、ハンザ史の先行研究では、1370 年のシュトラールズント条約とそれ以降の時期について、政治的に見ると商業特権を獲得したハンザの最盛期と見なされる一方、経済的に見た場合にはハンザが衰退する端緒となったという両極端の評価がされている。リューベックでも 14

世紀後半だけで6回もペストが流行していた。しかし、14世紀のリューベック経済は11年から25年周期の5回にわたる景気の波を記録しつつ、14世紀末まで好景気を維持していたともいわれ、1369年は1372年に山を迎える上昇局面に位置付けられている。商業活動は経済変動局面に影響を与えていたと考えられている。

リューベックのポンド税台帳が成立した歴史的背景には、1360年から1370年までのバルト海地方における政治情勢がある。スコーネ地方を武力で奪還したデンマークは、ハンザ都市に対してスコーネ地方における特権の承認と引き換えに4,000マルクの支払いを要求し、さらに、1361年にはスウェーデン領のゴットランド島を征服し、ハンザ都市ヴィスビーを支配下に置いた。これに対し、ハンザはデンマークとの戦争を決断し、その戦費を賄うためにポンド税の徴収を決定した。しかし、1362年のデンマークとの戦争でハンザは敗北し、1367年に再びデンマークとの戦争およびポンド税の徴収が決定された。このポンド税徴収のために作成されたのが、1368年-1371年のリューベックのポンド税台帳とポンド税領収書である。他の都市のポンド税台帳には、商品名や輸出入先の両方が記載されることがないため、中世リューベックのみならず、北海・バルト海商業圏において商品流通の実態を数量的に明らかにする可能性をもった唯一の史料が、1368年-1371年のリューベックのポンド税台帳なのである。

税率は、ポンド税徴収時に使用されていた通貨によって別々の税率が定められていた。これは、ポンド税徴収時に税額を計算する手間を軽くするため、1367年に初めて導入された措置である。ただ、ポンド税の課税原則は、一度課税された商品は、所有者が変わらない限り、ポンド税領収書を提示すれば非課税とされたため、リューベックでの課税が必ずしも貿易実態と一致しないという問題点があった。しかも、ポンド税は戦時に導入された臨時税であり、ポンド税徴収時は、平時の商業事情とは異なる可能性がある。関税史料に特有の密輸、脱税、積み荷の過少申告などを考慮すると、本論文で扱うポンド税台帳から明らかになるのは、実際の取引量や金額の最小値であることにも留意すべきであろう。しかし、1369年のポンド税の場合、ハンザ諸都市とデンマークおよびノルウェーとの戦争中ではあったが、すでに主要な戦闘は1368年には終了しており、ハンザはデンマークに勝利して1370年にシュトラールズント条約が結ばれた。1368年にはハンザ商人のスコーネ渡航が再開されており、スコーネ地方との商業取引への影響も少なかったと考えられる。1368年のデンマークおよびノルウェーに対する通商封鎖により両国との交易は停止されていたとはいえ、1369年にはすでに戦闘は終結しており、平時に近い状況が記録されている可能性が高いと考えられるのである。

2. 本論文の内容と構成

序論では、ハンザおよびリューベック商業史に関する研究史をたどり、実証研究の必要性が指摘される。とりわけ、中世ハンザ商業の特徴が北海とバルト海を接続する東西交易であるという評価には、史料に基づいた実証研究のさらなる蓄積が必要であろう。ハンザの中心都市であり、中世バルト海地方において最大の都市であったリューベックは東西貿易の一大結節点として位置づけられ

ているが、これもまた実証研究によって評価されるべきであることが述べられる。次に、本論文で利用する 1369 年リュubeck のポンド税台帳および領収書について、史料批判がおこなわれる。中世ハンザ都市で徴収されていた臨時関税であるポンド税とは、取引商品の種類と量、商品の輸出入先、取引に従事していた商人や船長について記載された史料である。リュubeck 市立文書館には 1368 年-1371 年から 1400 年までのポンド税台帳計 10 冊と、1368 年から 1371 年までのポンド税領収書計 1764 件が現存している。その内 1368 年から 1369 年にかけての時期については、輸出入が記録されたポンド税台帳と輸入に対応したポンド税領収書の両方が現存しているため、14 世紀のハンザ都市の中で唯一、輸出と輸入の詳細な分析が可能となっていることが指摘される。これまでの研究では、1935 年に刊行された 1368 年のポンド税台帳と領収書のデータが利用されてきた。しかし、1368 年はデンマークおよびノルウェーとの戦争が開始した年であり、戦時の貿易記録から平時の貿易事情を評価するのは難しいとする意見もあった。本論文で利用された 1369 年のポンド税台帳と領収書の記載期間にはデンマークおよびノルウェーとの戦闘状態はほぼ終結しており、平時の状況が記録されている可能性が高い。この点が、本論文で 1369 年のポンド税台帳と領収書を分析する理由とされる。また、ポンド税の徴収規定について解説し、ポンド税台帳および領収書の史料としての性格やそこから読み取れる限界についても説明が加えられる。最後に、ポンド税台帳や領収書に登場する貨幣と度量衡、リュubeck の通貨であるリュubeck・マルク（以下マルクと表記）とハンザ圏で使用されていたその他の貨幣との交換比率について解説する。本論文では、史料上に登場する貨幣単位は、その交換比率に従って、すべてマルクに換算されている。

続いて第 1 部から第 3 部では、ポンド税台帳や領収書に基づいて、それぞれの地域ごとに貿易構造、取引時期、取引商品、商人、船舶について分析がおこなわれる。まず第 1 部の西方貿易では、リュubeck よりも西方に位置する取引相手の内、第 1 章ではリュubeck と海路を経由した北ネーデルラントとフランドルについて、第 2 章では内陸路で結ばれていたオルデスローおよびハンブルクについて検討される。フランドルとの貿易収支については、輸出額が輸入額を大幅に超過しており、リュubeck の輸出超過であった。取引時期としては、航海シーズンの春から夏にかけての時期が活発であり、秋から冬にかけての時期になると取引額は減少した。商品については、北ネーデルラントから輸入されていたのはワインと毛織物であり、特にワインの輸入が活発だった。フランドル地方からは、油、毛織物、ワインが主要な輸入品であり、それ以外には南ヨーロッパ産のコメ、キャラウェイ、アーモンドなどが輸入されていた。フランドル地方への輸出品としては、ライ麦と小麦に代表される穀物、畜産品が占める割合が大きかった。フランドル地方と取引していた商人については、取引額が 101 マルク以上の大商人は中小商人よりも少ないが、取引額に占める割合は 78.2 パーセントと大きく、特に上位 9 人の商人だけでフランドル地方との取引額の 26 パーセントを占めていた。この 9 人の大商人の取引は、輸出か輸入に特化しているという特徴があった。船舶については、船舶価額 55 マルクから 200 マルクの中型船の割合が大きく、特に 101 マルク以上の高額な船舶価額の船が全体の 76 パーセントを占めており、比較的大型の船舶が使用されていた。海上ルートでは重量品の油、ワイン、穀物の取引が活発だったことが明らかとなった。

第2章では、リューベックーハンブルク間の内陸ルートが検討される。貿易収支については、輸出額と輸入額がほぼ均衡していたが、ハンブルクで発給されたポンド税領収書が不完全にしか保存されておらず、金額不明の記録も存在すること、ハンブルク方面への輸出についても不完全にしか記録されていないことから、数値に基づいた評価をすることは難しい。取引時期については、海上貿易と同様に、春から夏にかけての時期が最も取引額が多い。海路よりも内陸路を利用した取引の方が、冬期の取引額の減少が少なく、1年を通じてより安定した取引が行われていた。商品については、輸入品は毛織物が圧倒的に多く、それ以外の商品としては亜麻と羊毛の交織織物、ワインなどがあったが、複数商品の一括課税や内容物不明の樽の割合が多く、正確な輸入品の割合を出しにくい。一方、輸出品としては、蜜ロウを筆頭に、毛皮・皮革、銅、バター、鉄といった商品があった。北海地方とバルト海地方の特産品が、リューベックーハンブルク間の内陸ルートを東西に行き来していた様子がわかる。この内陸商業ルートは、大商人が人数的にも取引額的にも優勢であった。とりわけ、取引額が1,000マルクを超えていた大商人が、ハンブルク商業では8人、オルデスロー商業では6人もおり、彼らの取引額はハンブルクでは全体の取引の28.1パーセント、オルデスローでは19.8パーセントを占めていた。西ヨーロッパ産の高価な毛織物や、バルト海地方では比較的単価が高い蜜ロウや皮革といった商品が取引されていたために、他の地域よりも商人一人当たりの取引額が多くなるという結果をもたらしていたと考えられる。

第2部では、リューベックよりも東方に位置するバルト海南岸のメクレンブルク地方、ポメルン地方、プロイセン地方、バルト海東岸のリーフランド地方について検討される。第3章では、リューベック東部に隣接し、ハンザ都市のロストクおよびヴィスマルのあるメクレンブルク地方が扱われる。リューベックのメクレンブルク貿易は、ロストクからの輸入記録が不完全にしか保存されていない。そのため、ロストクよりもヴィスマルの方が取引額は多く、メクレンブルク全体の輸出額が輸入額を一桁上回っているが、これが正確な状況を反映しているかは明らかではない。取引時期は、3月から7月までが38.6パーセント、7月から12月末までが36.5パーセント、12月末から4月中旬までが24.9パーセントと、冬にも取引が行われていたのがメクレンブルク商業の特色である。ヴィスマルからの輸入品としては、輸入額の88.6パーセントを占めるビールが圧倒的に重要だった。その他の輸入品としては、毛皮・皮革、鉄などがあった。一方、ヴィスマルへの輸出品としては、ビールの原料として使用される大麦の輸出額が最も多かった。ロストクも含めたメクレンブルクへの輸出品としては、その他に塩、鉄、バター、ワイン、亜麻などがあった。ヴィスマルとの貿易では、中小商人が全体の取引額の約52パーセントを占めており、ロストクでは、人数が少ない大商人が、取引額の約59パーセントを占めている。海運については、ヴィスマルもロストクも船舶価額18マルク以下の小型船の割合が最も多く、36マルク以下の船舶も含めると全体の7割以上に達していた。近距離のメクレンブルクでは小型の船舶が多く利用されていた。

第4章では、ポメルン商業について検討される。14世紀のポメルン地方には、フォアポメルンにシュトラールズントやグライフスヴァルト、オーダー川下流域にシュテティーンやシュタルガルトといったハンザ都市が存在した。貿易構造としては、シュトラールズントとグライフスヴァルト

からの輸入の記録が少なく、貿易収支について正確なことは不明である。輸出入額は、シュテティーンが61.2パーセント、シュトラールズントが27.6パーセント、シュタールガルトが9.6パーセント、グライフスヴァルトが1.6パーセントであった。取引時期については、3月から10月初頭にかけて取引額の約70パーセントが集中していたが、それ以降の時期も秋は13.5パーセント、冬から春にかけて16.8パーセントを記録しており、冬季でも取引が続いていた。ポメルンからの輸入品としては、穀物が輸入額の約65パーセントを占めており、主な輸入先はシュテティーンとシュタールガルトであった。その他の輸入品には、魚、ワイン、干ダラがあった。ワインはシュテティーンから、干ダラはグライフスヴァルトから輸入されていた。ポメルンへの輸出品の中では、輸出額の43.6パーセントを占めていた塩と13.6パーセントを占めていた毛織物が主要輸出品を形成していた。その他に、魚とワインがリューベックとポメルンとの間を互いに輸出入されていた。人数の少なかったグライフスヴァルトを除くと、シュテティーンおよびシュタールガルトと取引していた商人は、取引額51マルクから150マルクの大商人と中小商人の境目に位置する商人が多かった一方、シュトラールズントと取引していた商人は、中小商人が約52パーセントを占めていた。船舶については、シュテティーンとシュタールガルトは穀物輸送に従事していたためか、中型船の占める割合が最も多いが、リューベックにより近いシュトラールズントでは18マルク以下の小型船が53.4パーセントを占めていた。同じポメルン地方の都市であっても、航海する距離と輸送する商品の違いが、船舶の大きさに違いをもたらしていたと思われる。

第5章で検討されるプロイセン商業については、15世紀以降を対象とした研究は多いが、14世紀以前の研究は少ない。貿易構造については、プロイセン最大の都市であったダンツィヒが貿易額の63.8パーセント、貿易額2位のエルビングが30.4パーセントを占めており、両都市だけで貿易額全体の94.1パーセントを占めていた。貿易収支では輸入額が輸出額を上回っていた。取引時期は3月から7月にかけての4か月間に全期間の約52パーセントが集中していた。プロイセンからの輸入品としては、穀物が全輸入額の51.5パーセントを占めており、特に大麦の輸入額が多く、他に、魚、木材、蜜ロウなどが輸入されていた。プロイセンは15世紀以降になると穀物輸出地域として重要性を増すことになるが、すでに14世紀後半からリューベックに対して多くの穀物が輸出されていたことがわかる。プロイセンへの輸出品としては、15世紀の事例と同様に塩と毛織物が多く、特に塩は輸出額の53.6パーセントを占めていた。また、毛織物の輸出については、ダンツィヒに輸出が集中する傾向があった。その他の輸出品として油脂類、亜麻織物、魚などがあった。ダンツィヒとエルビングでは大商人が、人数は少ないが、取引額では6割以上を占めていた。船舶については、中型船が全体の隻数の約82パーセントを占めており、特に55マルクから100マルクの船舶が多かった。

第6章では、バルト海を前面地、北西ロシアを後背地としていたリーフランド地方について検討される。先行研究では、ハンザ商人とロシアとを結びつける通過拠点としての歴史的意義が強調され、ロシアの特産品である毛皮や蜜ロウの通過交易が盛んであったとされてきた。15世紀以前のこの地域の特産品や穀物輸出は明らかでない。貿易構造については、輸出額が輸入額を上回っている

が、リーフラントからリューベックへの輸入がポンド税台帳に記録されていないため、貿易収支は不明である。リューベックはリーフラントの4つの海港都市との間で商取引をおこなっていたが、取引額が多いのはリーガの56.6パーセントで、レーヴァル25.2パーセント、ペルナウ17.5パーセント、ヴィンダウ0.6パーセントと続く。商業取引の時期は、3月から10月にかけての約7か月間に取引額の約85パーセントが集中していた。輸入品の具体的な商品構成は明らかでない。わずかにレーヴァルからは毛皮・皮革とバター、ペルナウからは亜麻の輸入が比較的多かったことがわかる。輸出品については毛織物と塩が多く、その他には鉄、亜麻織物、ニシン、魚などがあった。リーガやレーヴァルでは大商人が取引額の8割以上を占めており、その割合が大きかった。リーフラント地方で取引されていた商品には高価な毛皮・皮革、毛織物が多かったことによるのであろう。船舶は、中型船が多かった。特に、リューベックから最も東方に位置していたレーヴァルについては、201マルク以上の大型船が50パーセントを占めていた。

第3部の北方貿易では北欧の諸王国とホルシュタイン地方東部が対象となり、第7章のデンマークについては、定期市で取引が行われたスコーネ地方の記録しかないため、リューベックスコーネ地方間の商取引が検討される。取引時期については、大市開催期間と重なっている7月から10月にかけての時期に集中している。スコーネ地方から輸入されていた商品は、ニシンが輸入額の96.4パーセントと圧倒的に多かった。輸出品としては、スコーネでは塩漬けニシンの原料となる塩が輸出額の64.2パーセント、マルメーでは穀粉が73.3パーセントを占めていた。その他の輸出品としては毛織物や樽があった。商人については、中小商人が多く、特に取引額50マルク以下の小商人の割合が人数的にも取引額的にも多数を占めていた。船舶については、船舶価額100マルク以下の中型船が最も利用されていた。

第8章のフェーマルン島との貿易収支では、リューベックの輸入超過であったと思われる。取引時期は、3月初頭から7月初頭にかけての時期の取引額が全体の63.5パーセントを占めている一方、12月下旬から4月初頭にかけての時期も22.6パーセントを占めていた。リューベックから距離が近いフェーマルン島との貿易は冬季においても取引が継続されていた。フェーマルン島から輸入されていたのは、大麦をはじめとした各種の穀物であり、その他の輸入品としては魚類と馬があった。輸出品としては、蜜ロウ、銅、バター、塩などがあったが、一次産品が多く、毛織物などの手工業製品の輸出が少なかったのが特徴的である。商人については、中小商人の比率が高く、その中でも特に取引額50マルク以下の小商人が人数的にも、取引額の割合でも最も多かった。その一方で、人数は少ないが大商人が取引額に占める割合も50パーセントに達しており、特に201マルク以上の取引額を記録していた7人の大商人だけで総取引額の25.3パーセントを占めていた。船舶については、船舶価額18マルク以下の小型船が全体の船舶数の59.8パーセントを占めていた。

第9章で検討されるスウェーデンの貿易構造は、取引額に占める割合によるとストックホルムが40.6パーセント、ゴットランド島24.4パーセント、スーデルシェーピング19.4パーセント、カルマル15.7パーセントの順であった。14世紀後半の時点でリューベックにとってストックホルムがスウェーデンで最も重要な取引相手であり、他方でゴットランド島のバルト海交易における重要性

はまだ失われていなかったことがわかる。取引時期については、3月から10月初頭までの時期が取引額全体の81.1パーセントを占めていた。スウェーデンに輸出された商品としては、先行研究でも指摘されてきた塩と毛織物が占める割合が圧倒的に大きかった一方で、亜麻織物、ライ麦、ニンシ、ワインといった従来の研究ではあまり注目されてこなかった商品の輸出が確認できる。輸出品についても、バター、鉄、銅という当時の主要商品の占める割合が大きく、魚や網糸の輸入も判明する。取引地ごとの商品流通ではリューベックへの輸出品にはストックホルムからは鉄や銅といった金属輸出が活発であったが、スーデルシェーピングやカルマルからは主に畜産品や林産品が輸出されていた。商人については、中小商人の人数が多かったが、取引額的には大商人が占める割合が多かった。船舶については、バルト海の東西貿易の中継拠点であったゴットランド島とは大型船が多く、それ以外では中型船が用いられていた。

第10章では、ノルウェーに関しては、ポンド税台帳に唯一記録が残されているベルゲン貿易について、ポンド税台帳から独自に集計・分析される。先行研究では1370年から1399年までの輸出入額はリューベックの輸入超過であった。ベルゲンから輸入されていた商品としては魚が圧倒的に多いが、この魚とはベルゲンの特産品である干しダラであることが先行研究によって明らかにされている。その他の輸出品には毛織物の記録があるが、それはベルゲンと通商関係があったイングランド産の毛織物であったと推測される。輸出品については、穀粉だけで輸出額の53.2パーセント、その他、麦芽、大麦、ライ麦など穀物全体の輸出額は55.9パーセントに達していた。また、ベルゲンとリューベック間では毛織物が、輸出品、輸出品両方に登場しているのが特徴的である。その他には亜麻織物などが輸出されていた。商人については、人数は中小商人が多いが、取引額は大商人が66.7パーセントを占めていた。特に取引額301マルク以上の大商人は、6人で総取引額の24.1パーセントを占めており、ベルゲン貿易では大商人の役割が大きかったことが示される。船舶は、中型船が53.8パーセント、201マルク以上の大型船も含めると84.6パーセントで、他の地域よりも大型の船が使用されていた。

第4部では、方向別分類に加えて、遠隔地貿易と近隣貿易との両面からの検討が行われている。第11章では、これまでの分析結果に基づき、14世紀後半のリューベック商業の全体構造について検討される。貿易構造については、取引額上位の主要な取引地域や都市からは、リューベックの貿易が特定の地域や方向に集中しているのではなく、第1部で検討した西方、第2部の東方、第3部の北方の3方向に広がっていた。また、南方のリューネブルク産の塩が輸出されていたことから、後背地のドイツ内陸部とも通商関係が推測される。主要商品については、北ドイツ産の塩、ネーデルラント産の毛織物、スコーネ産のニンシを筆頭に、プロイセンおよびスウェーデン産の蜜ロウ、プロイセン産の大麦とポメルン産のライ麦、スウェーデン産のバター、ノルウェー産の干ダラとプロイセン産の魚、リーフランド産の毛皮、スウェーデン産の鉄と銅などがあつた。これらの商品の流通状況から、リューベックを経由した商品の流通構造がわかる。リューベックの後背地であるリューネブルクから輸入された塩が北方のスコーネ地方やスウェーデンへ輸出され、スコーネ地方からはニンシが、スウェーデンからはバターが輸入され、さらにバターが西方へと再輸出されていた。

北方のノルウェーと東方のプロイセンから魚が輸入される一方、リューベックからプロイセンにも魚が輸出されていた。西方のネーデルラント地方からは毛織物が輸入され、東方のリーフラントだけでなく、バルト海地方各地に再輸出されていた。バルト海からは蜜ロウや毛皮といった商品が西方に向けて流通していた。バルト海地方内部においては、穀物やビールといった商品の流通を通じて、リューベックがバルト海地方の都市や地域と相互に結びついていたことがわかる。商人と船舶については、商人の取引額や船舶の評価額から、小商人が小型と中型の船舶を利用していたフェーマルン島とスコーネ地方、中小商人が小型船と中型船を用いていたメクレンブルクとポメルンの2地域内商業圏、大商人と中型船が多かったプロイセンとスウェーデンの地域間商業圏、大商人と大型船が優勢のネーデルラント地方、ノルウェー、リーフラントの遠距離商業圏が確認された。

結論では、各章の内容が要約された上で、本論文全体としての結論が述べられる。長らくハンザ史研究では、バルト海と北海を結ぶ東西交易が中世ハンザ商業の特徴とされてきた。その際、リューベックは北海とバルト海を接続する商品積み替え地として重要な役割を果たしていたが、15世紀後半以降、東西交易におけるリューベックの重要性は低下したと考えられてきた。しかし、先行研究では17世紀になってもリューベックは活発な商業活動を展開しており、特に、バルト海沿岸の様々な地域や都市と通商関係を結んでいたことが明らかにされている。本論文では、このような従来の中世ハンザ商業像およびヨーロッパ商業史におけるリューベックの評価について、1369年のポンド税台帳と領収書を利用してリューベック貿易の実態を実証的に明らかにすることによって再検討が試みられた。その結果、1369年のポンド税台帳および領収書から見る限り、14世紀後半のリューベック商業が、伝統的なハンザ商業の概念「北海とバルト海を接続する東西交易」という単純化されたものではなく、東西南北に向かって商業ネットワークが広がっており、中世末においてリューベックはバルト海内交易の結節点として重要な役割を果たしていたことが明らかとなった。

本論文の評価

中世ハンザ商業圏では、複数の貨幣体系が併存している。本論文では、1369年リューベックのポンド税台帳および領収書にも様々な貨幣単位が登場するが、史料上で登場する貨幣単位は、当時の為替レートに従って、リューベック・マルクに換算され集計されている。これにより都市リューベックの貿易額から見た輸出入全体のバランスが明らかにされた。

本論文の最大の貢献は、未公刊史料からリューベックの貿易実態を方向別に西、東、北方に分類し、商品別に数量、価格を明らかにし、ハンザ最盛期と評されるシュトラールズント条約時のリューベックの貿易構造を明らかにしたことにある。それによれば、ドラランジェなど多くのハンザ史研究者によって、バルト海と北海を結ぶ東西交易がハンザ商業の基本構造であり、その商業構造の中でリューベックが2つの海域を接続する商業都市として重要だったと考えられてきたが、東西貿易のみならずハンザ商業圏全体の中心的役割をリューベックが担ってきたことが実証的に明らかにされた。中世バルト海地方において最大の商業都市であったリューベック商業の実態が解明され、研究史上の欠落が埋められた。これまでこの時期のハンザ史研究で欠落していたヴェンド都市ロスト

ク、ヴィスマル、フェールマルン島との貿易やプロイセン商業の実態について実証的に明らかにされたことも本論文の重要な成果であろう。これらは、日本ではもちろんドイツでも行われてこなかったきわめて質の高い研究成果といえることができる。

しかし、課題がないわけではない。当時のイングランド貿易が明らかになっておらず、他にも史料上明らかにならない地域もある。当時の時代背景の下でのリューベック商業の全体像を明らかにし評価するためには、他史料による補正、経年のポンド税台帳分析等が求められよう。また、異なる性格を有すると考えられる遠隔地貿易と近隣地域に対する貿易にも今少しの配慮が必要なように思われる。ハンザ商業史の実態がリューベックを例として明らかにされたが、リューベックの特徴の一つにリューネブルク塩の独占輸出があった。それが塩を自給できないバルト海地域の政治的、経済的支配を可能にしたのであった。そうしたリューベックの他都市にない特徴については考慮する必要はあろう。

しかし、これらの課題は望蜀の類であり、リューベックの1369年のポンド税台帳およびポンド税領収証の未公刊史料を翻訳するだけでも博士論文として認められるものであろう。本論文はさらにそのデータから貿易品を品目別、対貿易地別にリューベック・マルクに換算された金額、数量を集計してハンザの領袖都市リューベック商業の実態を明らかにし、その全体を評価したものであり、博士論文として十分評価できるものである。

審査員一同は、本論文が優れた研究であり、博士（商学）の学位を授与するに値するものであることを一致して認めるものである。